

令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金支給 手続きのご案内（住民税均等割のみ課税世帯・子ども加算）

- 低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、対象者の方に福井市から、**1世帯当たり100,000円を支給**します。また、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合には、**児童1人当たり50,000円が加算**されます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

全世帯 1世帯当たり 100,000円

平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯のみ
児童1人当たり 50,000円加算

給付金の支給時期

福井市が確認書(又は申請書)を**受理**
した日から**3~4週間後**が目安です。

※受付開始当初は申請が殺到するため、振込までに時間
を要します。ご理解の程、宜しくお願いします。

支給対象（支給対象となる世帯）

令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」世帯

- ※令和5年12月1日時点で福井市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者、もしくは均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯。
- ※ただし、住民税課税者の被扶養親族等のみからなる世帯や、租税条約により住民税が免除されている外国人がいる世帯、他自治体から既に同一の給付を受けた世帯は**対象外**です。

給付金の支給手続き

(1)世帯の全ての方が令和5年1月1日以前から福井市にお住いの場合

- 対象となりえる世帯には、福井市から確認書が届きます。内容(支給要件、振込先等)の確認、及び必要事項を記入の上、福井市に**返信**してください。

(2)世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方等がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に福井市に提出してください。

※(1)・(2)共に、住民税の修正申告等により、住民税が均等割のみ課税等になった場合も申請が必要です。

※(1)・(2)共に、令和6年**5月31日(消印有効)**までにお手続きください。

お問い合わせ・申請先

福井市価格高騰支援給付金事務局

電話 0776-43-3070 FAX 0776-20-5708

(受付時間 平日9:00~17:00)

〒910-8511 福井市大手3-10-1
市役所本館3階 第3会議室(A)

